

## 自動販売機設置事業者募集要項

市川市スポーツ協会がスポーツ施設に設置する自動販売機の設置事業者の募集に応募される方は、本要項のほか仕様書の内容をご確認のうえ、応募していただきますようお願いいたします。

### 1 応募資格要件

見積書提出時現在において、以下の要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（昭和 22 年法律第 172 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

オ 当該入札に係る広告の日から入札執行日までの間において、市川市から指名停止又は指名除外の措置を受けている者。

(2) 過去 5 年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との間に契約を取り交わし（使用許可を含む。）、自動販売機を自ら設置し、管理を行った実績（現在履行中の実績も可とする。）を有している者

### 2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

上記期間は自販機の設置及び撤去工事期間を含むものとし、自動販売機の搬入、設置、撤去の日時等については、市川市スポーツ協会の指示に従っていただきます。

※市川市都市公園施設設置許可の状況により契約期間が変更となる場合があります。

### 3 契約内容

設置事業者が自動販売機を自ら設置、管理を行い、設置及び撤去費用、管理に係る電気料のほか、自動販売機の毎月の売上金額（消費税を含む）に納付率を乗じて得た額を販売手数料として市川市スポーツ協会に納付する。

### 4 自動販売機設置場所

北市川運動公園（市川市柏井町 4 丁目 2 6 2 番 3 外）

※設置場所等詳細は別添「物件説明書」を参照ください。

### 5 公募の方法

- ・市川市スポーツ協会の WEB サイトで周知を行い、公募により設置事業者 1 社を決定します。

- ・ 別紙「見積書（様式第1号）」に納付率（少数点第1位まで）を記入して提出してください。
- ・ 設置する自動販売機は、指定されたエリア内に設置可能なものとします。
- ・ 最低納付率の設定は、20%とします。

## 6 応募手続き

### (1) 必要書類

- ア. 見積書（様式第1号）
- イ. 設置する自販機のカatalog
- ウ. 販売する商品（メーカー名を含む）及び価格の一覧表
- エ. 履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書等）

### (2) 書類の提出方法

- ア. 見積書のみ封筒に入れた上で必ず封をしてください。
- イ. 書類の受付は、市川市スポーツ協会事務局へ持参ください。郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行っておりません。

### (3) 応募手続き

- ア. 受付期間 令和7年3月13日（木）から令和7年3月24日（月）まで
- イ. 受付時間 午前9時から午後5時まで。 ※最終日は午後3時まで
- ウ. 受付場所 市川市スポーツ協会事務局  
市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎 4階 スポーツ推進課内

※一度申込を提出した後は、変更・取消しはできません。

## 7 質疑について

### (1) 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項及び仕様書に関して質疑がある場合は、令和7年3月13日（木）から令和7年3月19日（水）午後3時までに、質疑書（様式第2号）の様式を使用し、電子メールにより、下記に示すメールアドレスあてに提出してください。提出が確認された場合は、提出に対しての受領メールを送信します。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱います。

### (2) 回答方法

質問事項及び回答は、とりまとめて令和7年3月21日（金）に、市川市スポーツ協会公式WEBサイトに公表いたします。

質疑提出先メールアドレス [sports-kyoukai@city.ichikawa.lg.jp](mailto:sports-kyoukai@city.ichikawa.lg.jp)

市川市スポーツ協会公式WEBサイトのURL <https://ichikawa-taikyo.jp/>

## 8 設置事業者の選定について

### (1) 選定方法

- ① 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とします。選定は、選定対象者から提出された見積書（様式第1号）の納付率が最も高かったものを自動販売機設置事業者とします。
- ② 最高納付率での申し込みが2社以上ある場合は、市川市スポーツ協会が公正かつ厳正に抽選

を行い、設置事業者を決定します。

③ 令和7年3月31日（月）までに別添の「自動販売機設置契約書」を締結します。

(2) 設置事業者の公表

受付期間終了後、即日に開封し自動販売機設置事業者を決定します。結果については、市川市スポーツ協会公式WEBサイトで公表します。

9. 問い合わせ

市川市スポーツ協会事務局

〒272-8501

市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎4階 市川市スポーツ推進課内

電話047-318-2013 メールアドレス：sports-kyoukai@city.ichikawa.lg.jp